

関係各位

NACCSの関税割当に係る数量管理手続の利用に係る留意事項について

第6次NACCSから導入される関税割当に係る数量管理手続をご利用の際は、以下の点にご注意ください。

1. 関税割当に係る数量管理手続の対象について

関税割当に係る数量管理手続は、数量管理の単位が小数点以下第2位までのものが対象となります。このため、小数点以下第3位までの数量管理が必要な貨物は、従来通り、関税割当証明書原本による裏落数量管理を行ってください。

2. 関税割当に係る数量管理手続と輸入申告の関係について

(1) 輸入者コードについて

関税割当に係る数量管理手続と輸入申告に利用する輸入者コードは17桁全てが一致していなければ、利用することができません。

〔 本システム情報登録時
9874561234567-0000 (本社)  輸入申告時
9874561234567-0001 (支社等) 〕

(2) 裏落数量について

輸入申告数量と関税割当に係る数量管理手続における裏落数量は、別々に管理されています。このため、輸入申告は正しい数量であっても、関税割当に係る数量管理手続において裏落数量を誤って登録した場合、裏落数量を訂正(※1、2)しない限り、当該誤った数量で裏落登録されます。

輸入申告数量 ≠ 裏落仮登録数量 → 輸入申告 ⇒ 裏落登録

(※1) 裏落数量の訂正で数量を0にすることはできません。なお、裏落数量の訂正は、税関によるシステム管理終了の登録が行われるまで可能です。輸入申告後に訂正する場合は予め税関にご連絡ください。

(※2) 裏落仮登録の取消しは、税関による裏落内容の確認登録(輸入申告の審査終了)が行われるまで可能です。輸入申告後に取消しする場合は予め税関にご連絡ください。

(3) 輸入申告で使用するコードについて

関税割当に係る数量管理手続を利用する場合、輸入申告の際に「輸入承認証等識別」欄に「KANS」を入力しますが、誤って関税割当証明書原本を提出

する際に使用する「KANW」を入力しても輸入申告は可能となっています。この場合、税関が審査終了をしても裏落内容は登録されないため、適正な裏落数量管理のため、関税割当に係る数量管理手続を終了する必要があります。(※3)

(※3) 税関による輸入申告の審査終了がされた場合は当該輸入申告に対する裏落登録が不可能となるため、一度システム管理終了の申出を行い、その終了登録を受けて、関税割当証明書原本での裏落としを受けてください。なお、そのあと改めて登録（及び税関確認）により、再度、システムによる数量管理が可能となります。

○：「KANS」（関税割当に係る数量管理手続のコード）

×：「KANW」（関税割当証明書原本のコード）

3. 裏落内容の税関確認が終了した後の裏落登録の取消し

関税割当を使用しない輸入申告に誤って関税割当に係る数量管理手続を利用した場合であって、税関の審査終了が行われ、裏落内容の税関確認が終了したもののについては、裏落登録の取消しはできません(※1、2)。この場合、適正な裏落数量管理のため、関税割当に係る数量管理手続を終了する必要があります。(※3)

4. 関税割当に係る数量管理手続の終了について

(1) 裏落内容の税関確認とシステム管理終了

関税割当証明書原紙を発給官庁へ返却する場合又は名義変更、有効期間の延長申請等のために発給官庁へ提出する場合には、システム管理を終了する必要があります。

関税割当に係る数量管理手続では、輸入申告の「税関の審査終了」により裏落内容の税関確認が登録され、輸入許可の後、輸入許可日が登録されます。他法令未確認、納税未済等により輸入許可されていない場合には「輸入許可日」が登録されませんが、システム上、輸入許可日が登録されていない状況でも関税割当に係る数量管理手続を終了可能となっていますので、輸入許可が終了していない状態ではシステム管理終了の申出をしないようご注意ください。

(2) 関税割当に係る数量管理手続の終了した後の訂正

関税割当に係る数量管理手続の終了後は、システム上裏落内容を訂正することはできません。輸入許可日等必要な事項をしっかりと確認の上、終了するようご注意ください。

処理要領につきましては、NACCSセンター掲示板（第6次版）の「第6次電算関係税関業務事務処理要領」（共通編共通手続第2章第17節）に掲載されておりますのでご確認ください。

【問合せ先】 東京税関業務部通関総括第2部門
(電話：03-3599-6338)

関係各位

包括保険の申請手続きについて

第6次NACCS更改に伴い、平成29年10月8日から税関を介さずに包括保険番号を取得し、輸入申告等で適用することが可能となりますが、現在書面により行っている税関窓口での手続きについても、従来どおり行うことができます。

税関窓口にて手続きを行う場合において、法人番号を有する輸入者が包括保険の登録を申請する場合には、法人番号を包括保険申請書に記載していただくこととなります。これに伴い包括保険申請書の様式が別紙のとおり変更となりますのでお知らせします。

なお、申請の際には、以下の点にご注意ください。

1. 申請書記載事項

輸入者コード欄に、法人番号をお持ちの方は法人番号を記入して下さい。法人番号をお持ちでない方は従前通り JASTPRO コード又は税関発給コードを記入していただくこととなります。

なお、法人番号で申請される場合には、法人番号と JASTPRO コード又は税関発給コードとの関連付けが行われていることが必要となります。

2. 提出書類

- ・「包括保険扱い申請書」（押印したもの）2部（原本及び交付用）
- ・「包括保険契約証明書」（保険の内容が証明できるもので保険会社が発行したもの）2部（原本1部、その他は写しで可）

3. その他

- ・損害保険会社において、同一内容の登録がないことを確認してください。
- ・税関での登録の場合の有効期限は現状どおり最長2年間となります。
- ・税関で登録を行った場合、その内容を変更する場合には税関にて手続きを行ってください。（損害保険会社で登録を行った場合は、損害保険会社にて変更手続きを行ってください）

〔問合せ先〕
東京税関業務部通関総括第1部門
TEL 03-3599-6337

